

石川県公報

平成 26 年 4 月 4 日

第 1 2 6 8 5 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

規 則			
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (少子化対策監室)	1	○土地改良区の役員退任公告 (経営対策課)	3
○石川県育英資金貸与規則の一部を改正する規則 (教育委員会事務局)	1	○土地改良区の役員就任公告 (同)	3
		○土地改良区の定款変更認可公告 (同)	3
		○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (同)	4
告 示		○公共測量終了公告 (監理課)	4
○救急病院の認定 (地域医療推進室)	2	○都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告 (公園緑地課)	4
○救急診療所の認定 (同)	2		
○河川管理施設以外の工作物の管理者が管理する河川管理施設 (河川課)	2		
公 告			
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (県民交流課)	3		

規 則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十七号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成二十四年石川県規則第六十七号) の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「に十世帯」を「二十世帯」に改める。

附則第十一項中「六人」を「四人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第十一項の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

石川県育英資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十八号

石川県育英資金貸与規則の一部を改正する規則

石川県育英資金貸与規則 (昭和二十八年石川県規則第二十二号) の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表備考一及び二中「。次項の表において同じ」を削り、同条第二項を削る。

第四条第一項第一号中「十一月一日から十二月五日まで」を「九月一日から十月五日まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

石川県告示第152号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成26年4月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
森 田 病 院	小松市園町ホ99番地1	平成26年4月1日	平成29年3月31日

石川県告示第153号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急診療所として次のとおり認定した。

平成26年4月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
三 秋 整 形 外 科 医 院	金沢市諸江町上丁320番地	平成26年4月1日	平成29年3月31日

石川県告示第154号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、河川管理施設以外の工作物と効用を兼ねる河川管理施設の管理の方法を定め、次のとおり河川管理施設以外の工作物の管理者が河川管理施設の管理を行う。

平成26年4月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 河川の名称
二級河川 大野川水系 金腐川
- 河川管理施設の名称又は種類
堤防
- 河川管理施設の位置
左岸
下流 金沢市三池町58番地先
上流 金沢市三池町3番2地先
延長 136.0メートル
- 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 金沢市長 山野 之義
金沢市広坂1丁目1番1号
- 管理の内容
(1) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
(2) 道路専用施設に係る災害復旧
- 管理の期間
平成26年3月24日から道路の存続する日まで

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成26年4月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請を受理した年月日

平成26年3月20日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 なでしこ志賀

3 代表者の氏名

唐津 洋政

4 主たる事務所の所在地

羽咋郡志賀町福浦港福の8番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、一人暮らしの人や高齢者及び障害のある人に対して、「住みなれた家・住みなれた地域」で、安心して住み続けられる地域社会をめざして、支えあい、助け合いの活動を行い、地域福祉に寄与することを目的とする。

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成26年4月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

八田三ヶ用水土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	奥 野 一 志	金沢市忠縄町5番地	平成25年12月31日

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成26年4月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

八田三ヶ用水土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	本 田 文 雄	金沢市忠縄町116番地	平成26年3月10日

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年4月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

土地改良区の名称	認可年月日
加賀市土地改良区	平成26年3月27日

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を平成26年4月7日から同年5月8日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成26年4月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
吉原地区	県営土地改良総合整備事業 (農業用排水施設)	県営土地改良事業計画書の写し	能美市農政課
〃	県営土地改良総合整備事業 (暗渠排水施設)	〃	〃

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部大阪支社から、次のとおり公共測量を終了する旨の通知があった。

平成26年4月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (基準点測量)	平成25年8月1日から 平成26年3月18日まで	小松市高堂町、蛭川町、松梨町、犬丸町、島田町、美原町、梅田町、 梯町、茶屋町、園町、小寺町、新鍛冶町、御宮町、八日市町地方、 日の出町、幸町、福乃宮町、白嶺町、北浅井町、大領町、今江町、 矢崎町、符津町、島町、下粟津町、矢田野町及び二ツ梨町地内

都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

平成26年4月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
金沢都市計画公園事業5・5・5号 金沢城公園	石川県	金沢市鞍月1丁目1番地	(1) 収用の部分 金沢市丸の内地内 (2) 使用の部分 なし
七尾都市計画公園事業9・6・1号 能登歴史公園	石川県	七尾市本府中町ソ27番9 石川県中能登土木総合事務所	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし